

## 法人市民税均等割の減免申請手続きが変わります

令和2年4月より、収益事業を行わない認可地縁団体並びに NPO 法人の法人市民税における減免申請手続きを下記のとおり変更します。

### ◆変更点◆

- ① 前年度に均等割の減免を受けている法人が引き続き減免を受ける場合は、減免申請等の手続きを不要とします（減免申請書の提出が不要となります）。
- ② 今後、①により減免申請の手続きを不要とした法人には、これまで3月下旬に送付していた、法人市民税均等割申告書と減免申請書の用紙を送付しないこととします。

	変更前	変更後
均等割申告書及び減免申請書の市からの送付	○ 3月下旬に送付	× 送付しません
均等割申告書及び減免申請書の市への提出	○ 提出必須	× 提出不要
減免決定通知の送付	○ 送付します	○ 送付します

### ◆対象◆

- 収益事業を行っておらず、前年度減免決定を受けている以下の法人です。
  - ① 認可地縁団体
  - ② 特定非営利活動法人(NPO 法人)

### ◆適用開始◆

- 令和2年4月30日を納期限とする法人市民税均等割(事業期間:平成31年4月～令和2年3月分)の減免から適用を開始します。  
※令和元年5月に減免の決定を受けている法人が引き続き減免を受ける場合は、今回から申請不要です。

### ◆注意点◆

- 前年度減免を受けておらず、新たに減免を受けようとする法人は、納期限の7日前までに申告書及び減免申請書の提出が必要です。
- 公益社団法人及び公益財団法人については、従来通り減免申請書の提出が必要です。
- 減免を受けている法人に対して、現況確認のため、資料提出を求める場合があります。
- 収益事業を行う（行った）場合は、減免の対象とはならず、申告及び納税が必要になります。税務署に届出をし、由利本荘市税務課にお知らせください。
- 減免を受けている期間中に収益事業を行っていたことが判明したときは、減免を取り消しの上納税していただきます。